

Ⅱ 事業部門

1. 国民年金保険料の収納対策等について

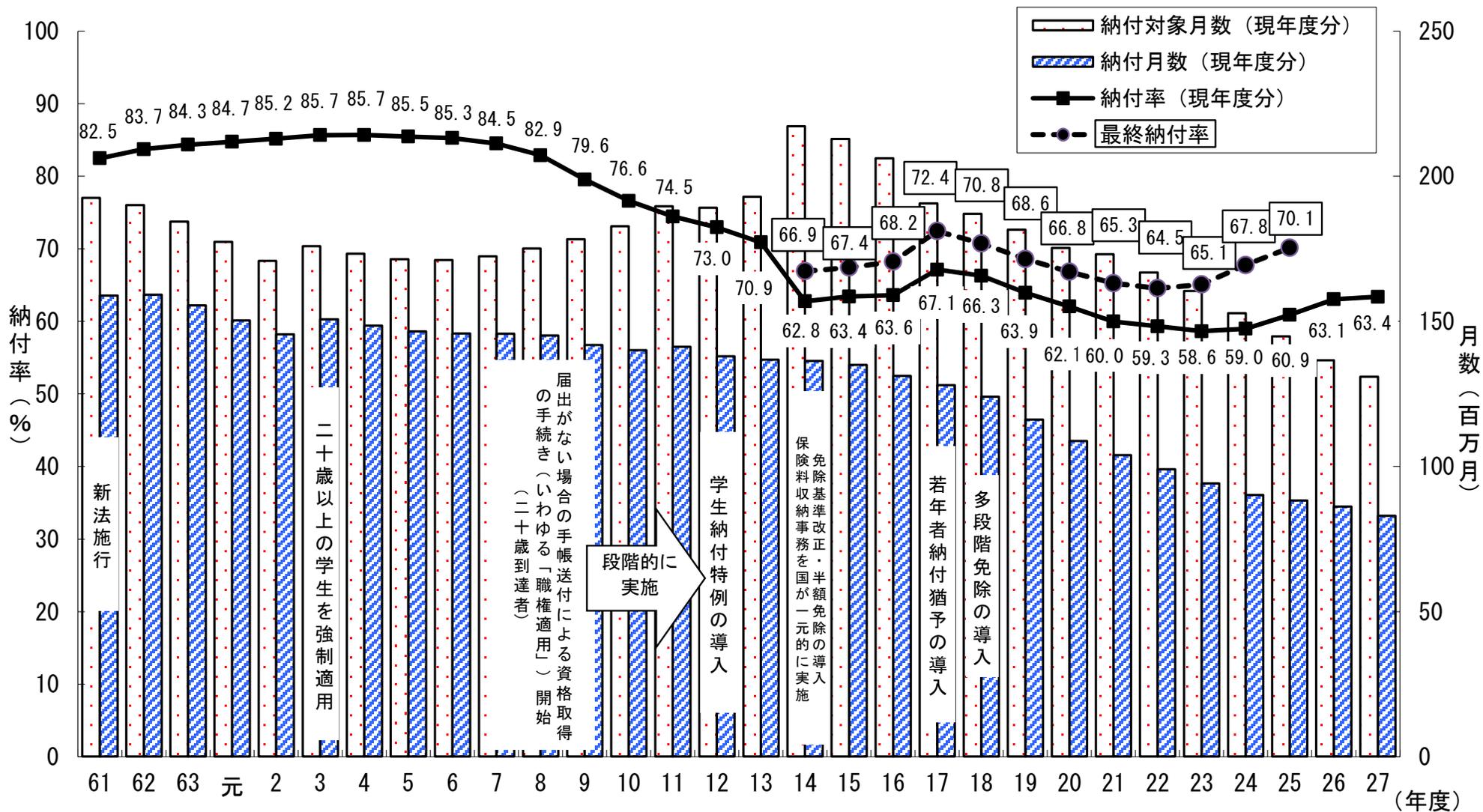
国民年金保険料の収納対策等について

- 国民年金保険料の納付率については、この数年上昇。

	平成25年度末時点	平成26年度末時点	平成27年度末時点	平成28年10月末時点
平成25年度分 保険料	60.9% (現年度実績)	67.2% (過年度1年目実績)	70.1% (過年度2年目実績)	
平成26年度分 保険料		63.1% (現年度実績)	68.6% (過年度1年目実績)	70.1% (過年度2年目の目標) 71.0% (直近の実績)
平成27年度分 保険料			63.4% (現年度実績)	67.4% (過年度1年目の目標) 67.3% (直近の実績)
平成28年度分 保険料				64.4% (現年度の目標) 59.1% (直近の実績)

- 平成28年度においては、現年度納付率について、少なくとも前年度実績から1.0ポイント以上の伸び幅を確保することを目標としている。
- 平成29年度においても引き続き納付率の向上に取り組むこととし、公平性などの観点から、強制徴収の前提となる督促範囲の拡大を実施することとしている。
※平成29年度は、控除後所得300万円以上かつ未納月数13月以上の未納者を対象に実施
- 各市町村におかれても、口座振替等の申出受理や申請免除該当者への案内状送付など、納付率の向上に向けた取組へのご協力をいただきたい。

国民年金保険料の納付率等の推移



(注) 保険料は過去2年分の納付が可能であり、最終納付率とは、過年度に納付されたものを加えた納付率である。

2. 国民年金等事務取扱交付金について

国民年金等事務取扱交付金について

1. 国民年金等事務取扱交付金について(参考1)

(1) 法定受託事務に係る交付金(参考2)

基礎年金、老齢福祉年金及び特定障害者に対する特別障害給付金の支給に係る事務の一部は、法定受託事務として市町村が行っている。この法定受託事務に要する費用は、国が交付している。

(2) 協力連携事務に係る交付金(参考3)

法定受託事務に付随する事務や相談等については、国と市町村との協力・連携のもとで行っている。この協力連携事務に要する費用も、国が交付している。

(3) 予算措置について

国民年金等事務取扱交付金については、平成25年度、市町村の実態に即した費用等を把握することを目的として、総務省、財務省及び厚生労働省の三省合同で実態調査を実施し、その調査結果を26年度予算から反映し、積算している。

(4) 平成29年度予算案について

- ・法定受託事務は、人事院勧告を加味している。
- ・協力連携事務は、平成27年6月に行われた行政事業レビュー公開プロセスの取りまとめコメント(参考4)を受け、事業実績を考慮するとともに、個人番号の記載を見据えた一時的な経費として、市町村から機構に送付する届書報告書の様式の統一化(主として電子媒体化)を実施するためのシステム改修経費及び受給資格期間短縮に伴う相談に必要な経費を計上している。

(単位:億円)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度(案)
法定受託事務	256	243	232	220
協力連携事務	87	74	62	78
合 計	344	317	294	298

(参考 1) 国民年金等事務取扱交付金 (概要)

(1) 市町村の法定受託事務に対する交付

- 基礎年金及び福祉年金、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に係る事務の一部は、法定受託事務として市町村が行っている。
- 法定受託事務に必要な費用は、国が交付することとされている。

基礎年金等事務取扱費

福祉年金事務取扱費

特別障害給付金事務取扱費

- ◇ 地方財政法（昭和三十二年法律第九号）（抄）
（地方公共団体が負担する義務を負わない経費）
第十条の四 専ら国の利害に関係のある事務を行うために要する次に掲げるような経費については、地方公共団体は、その経費を負担する義務を負わない。
一～六（略）
七 国民年金、雇用保険及び特別児童扶養手当に要する経費
八～九（略）
- ◇ 国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）（抄）
（事務費の交付）
第八十六条 政府は、政令の定めるところにより、市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し、市町村長がこの法律又はこの法律に基づく政令の規定によつて行う事務の処理に必要な費用を交付する。
➢ 政令において、事務に要する被保険者（受給権者）1人当たりの費用を基準単価として定め、被保険者（受給権者）数を基に交付金総額の算定の考え方を規定。
➢ 基礎年金等事務費交付金及び福祉年金事務費交付金については、政令において各々人件費に対応する部分及び物件費に対応する部分に分ち、これらの部分の市町村毎の算定方法を省令において規定

(2) 国民年金事務に係る市町村の協力・連携に対する交付

- 法定受託事務に付随する事務や相談等について、地方分権一括法による国民年金事務の見直しに伴い、国と市町村の協力・連携のもとに実施している。
- 協力・連携に必要な経費については、国が交付している。

協力・連携に要する交付金

(参考2) 法定受託事務の主な内容

事務の内容	根拠条文
1. 被保険者(第2・3号被保険者を除く。)の資格の取得・喪失, 種別の変更, 氏名・住所の変更等に関する届出を受理し, その届出に係る事実を審査するとともに, 厚生労働大臣に報告すること。	【国法12①・105, 国令1の2】
2. 任意加入(高齢任意加入を含む。以下同じ。)及び資格喪失の申出を受理し, 申出に係る事実を審査するとともに, 厚生労働大臣に報告すること。	【国法附則5, 改正法附則(平6)11①⑤・(平16)23, 国令1の2】
3. 任意脱退の承認申請書を受理し, 厚生労働大臣に報告すること。	【国法10, 国令1の2】
4. 年金手帳の再交付申請書を受理し, 厚生労働大臣に報告すること。	【国令1の2】
5. 保険料の全額, 3/4, 1/2, 1/4の免除, 学生納付特例, 若年者納付猶予の申請を受理し, 申請に係る事実を審査するとともに, 厚生労働大臣に報告すること。	【国法90・90の2・90の3・改正法附則(平16)19, 国令1の2】
6. 付加保険料納付・辞退の申出または該当・非該当の届出を受理し, 申出に係る事実を審査するとともに, 厚生労働大臣に報告すること。	【国法87の2, 国令1の2】
7. 受給権者からの第1号被保険者期間(任意加入期間を含む)のみの老齢基礎年金等の裁定その他給付に係る申請等を受理し, 申請等に係る事実を審査するとともに, 厚生労働大臣に報告すること。	【国法16, 国令1の2】
8. 第1号被保険者(任意加入及び高齢任意加入含む)及び老齢基礎年金を除く受給権者の死亡に関する届出書を受理し, 届出に係る事実を審査すること。	【国法105, 国令1の2】

注) 市町村が行う事実の審査とは, 市町村の保有する公簿(戸籍, 住民票, 市町村民税課税台帳等)により, 住所・氏名・生年月日及び所得の状況等を確認することをいう。

(参考3) 市町村との協力・連携事務の主な内容

市町村との協力・連携について

- ◆ 地方分権一括法による国民年金事務の見直しの際に法定受託事務と整理されなかった資格取得時等における保険料納付案内、口座振替、前納の促進事務や相談等について、被保険者に対するサービス低下を来たさぬよう、国と市町村との協力・連携のもとに実施している。
- ◆ この協力・連携に必要な費用についても、必要な財政措置を行っている。

協力・連携の状況（平成27年度）

- | | |
|------------------------------------|-------------|
| 1 資格取得時等における保険料納付案内、口座振替、前納の促進 | |
| (1) 納付督促（資格取得届、氏名変更届、住所変更届） | (1, 735市町村) |
| (2) 口座振替申出受理・クレジットカード納付申出受理、前納申出受理 | (1, 563市町村) |
| 2 保険料納付督促広報記事等の広報誌への掲載 | (1, 627市町村) |
| 3 市町村において行われる相談業務 | (1, 726市町村) |
| 4 各種情報提供 | |
| (1) 所得情報の提供（紙） | (230市町村) |
| (2) 所得情報の提供（磁気媒体） | (1, 620市町村) |
| (3) 20歳、34歳、44歳到達者の情報提供（外国人） | (991市町村) |
| (4) 電話番号の情報提供 | (1, 247市町村) |
| (5) その他の情報提供 | (1, 413市町村) |
| (6) 法定受託事務以外の申請書等回付 | (1, 240市町村) |
| (7) 情報提供に必要なシステム開発 | (1市町村) |
| 5 障害者手帳交付者への障害年金周知 | (826市町村) |
| 6 その他地域の実情を踏まえた協力 | |
| (1) 申請免除該当者への案内状送付 | (74市町村) |
| (2) 窓口装置を利用したきめ細やかな年金相談 | (101市町村) |
| (3) ねんきんネットの情報の提供 | (213市町村) |

(参考4) 行政事業レビューの評価結果

行政事業レビュー・公開プロセス(平成27年6月22日)

事業名: 公的年金制度等の適正な運営に必要な経費(国民年金等事務取扱交付金等)

※協力連携事務に係る交付金が公開プロセスの対象

とりまとめコメント

見直し案にある、住民サービスの向上を図るため、より多くの市町村に協力・連携していただくよう、市町村向け業務支援ツールや広報ツールの活用を促進するとともに、市町村の超過負担が生じないように適切な予算積算を行うことに加え、インセンティブを加味した単価設定を行った協力連携メニューを中心に、執行状況の推移を継続的に把握し、その状況を踏まえて市町村の取組が一層進展するよう交付金のさらなる重点化などの見直し検討を行うとともに、住民の利便性やコスト、ICTの発達状況などを考慮しつつ、日本年金機構と市町村の役割分担のあり方について、引き続き抜本的な検討を行うことが必要。

見直し案(年金局)

■ 協力連携事務の推進

○国民年金の安定的運営のため住民へのサービス向上を図る事務としてより多くの市町村に協力・連携していただくことに取り組む。

【取組の例】

・昨年度に市町村向けに作成した業務支援ツールの活用を促進し、市町村において行われる年金に関する相談等業務に利用いただき、より多くの市町村に協力を求め、住民サービス向上を図っていただく。

・昨年度に市町村向けに作成した保険料納付督促及び制度周知に関する情報提供ツール(広報ツール)の活用を促し、WEB掲載、窓口やイベントでの配布に利用いただき、より多くの市町村に協力を求め年金を身近なものに感じていただくことにより住民サービス向上を図っていただく。

■ 予算要求の適正化

○利用実績を踏まえた見直しを行いつつ、市町村が持ち出す超過負担が生じることがないように、適切な予算積算を行っていく。

3. 受給資格期間短縮について

受給資格期間短縮について

【制度の背景と概要】

- 無年金者の問題はかねてから年金制度の一つの課題であったが、社会保障・税一体改革において年金を受け取れる方を増やし、納めて頂いた年金保険料をなるべく年金の受給につなげる観点から、年金を受け取るために必要な期間（保険料納付済等期間）を、25年から10年とすることとなっていた。
- 今般、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」（平成28年法律第84号）が、平成28年11月24日に公布され、平成29年8月1日から施行されることとなった。

1. 施行日時時点で、年金の受給資格を満たしている方で、住所の把握が可能な方全員に請求書を送付

送付スケジュール（予定）

送付スケジュール	送付対象者
① 平成29年2月下旬～3月下旬	大正15年4月2日～昭和17年4月1日に生まれた方
② 平成29年3月下旬～4月下旬	昭和17年4月2日～昭和23年4月1日に生まれた方
③ 平成29年4月下旬～5月下旬	昭和23年4月2日～昭和26年7月1日に生まれた方
④ 平成29年5月下旬～6月下旬	昭和26年7月2日～昭和30年10月1日に生まれた方
⑤ 平成29年6月下旬～7月上旬	昭和30年10月2日～昭和32年8月1日に生まれた方 大正15年4月1日以前に生まれた方（旧法対象者） 共済組合等の加入期間を有する方

※1 送付スケジュール・対象者は現時点の案であり、変更することがある。

※2 男性は昭和30年8月1日までに生まれた方が送付対象者となる。

2. 施行日時点で保険料納付済等期間が10年に満たない者
別途、お知らせを送付する予定。（詳細は検討中。）

3. 施行日後に年金の受給資格を満たす者など

日本年金機構から誕生月の3か月前に年金請求書を送付。年金の受給資格を確認できない者にも同時期にお知らせを送付。

4. 市区町村等への協力依頼等

○生活保護受給者の方の請求が円滑に進むよう、福祉事務所に対して、制度周知や請求手続きを促すなどの協力依頼を検討中。

○身寄りのない方や施設に入所されている方等の請求が円滑に進むよう、市区町村及び関係団体に対して、制度周知や請求手続きを促すなどの協力依頼を検討中。

【注意喚起すべき事項】

○ 受給資格期間の短縮は、老齢基礎年金等の老齢給付等が対象であり、遺族年金の受給資格期間や障害年金の受給要件に変更はない。

○ 年金請求書を送付する前に日本年金機構から本人に直接電話することは無いこと、また、電話で手数料を求めたり、金融機関の口座を尋ねることは無いことなど、高齢者の詐欺被害を防止する。

受給資格期間の追加などの留意事項

国民年金の任意加入制度

老齢基礎年金の受給資格期間（10年）を満たしていない者は、最長70歳まで国民年金に加入することが可能。任意加入は申出の日からの加入となるので、手続きの勧奨を図っているところ。（窓口は市町村の国民年金担当課）

なお、現在任意加入をしている65歳以上70歳未満の者については、受給資格期間が10年を超えている場合には、平成29年8月で資格喪失となる。

国民年金の後納制度

平成27年10月から30年9月までの時限措置として5年後納制度を実施（老齢基礎年金の受給権者を除く。）。

過去5年間の未納保険料を納付することで10年を満たす場合があるため、制度の勧奨を図っているところ。

合算対象期間

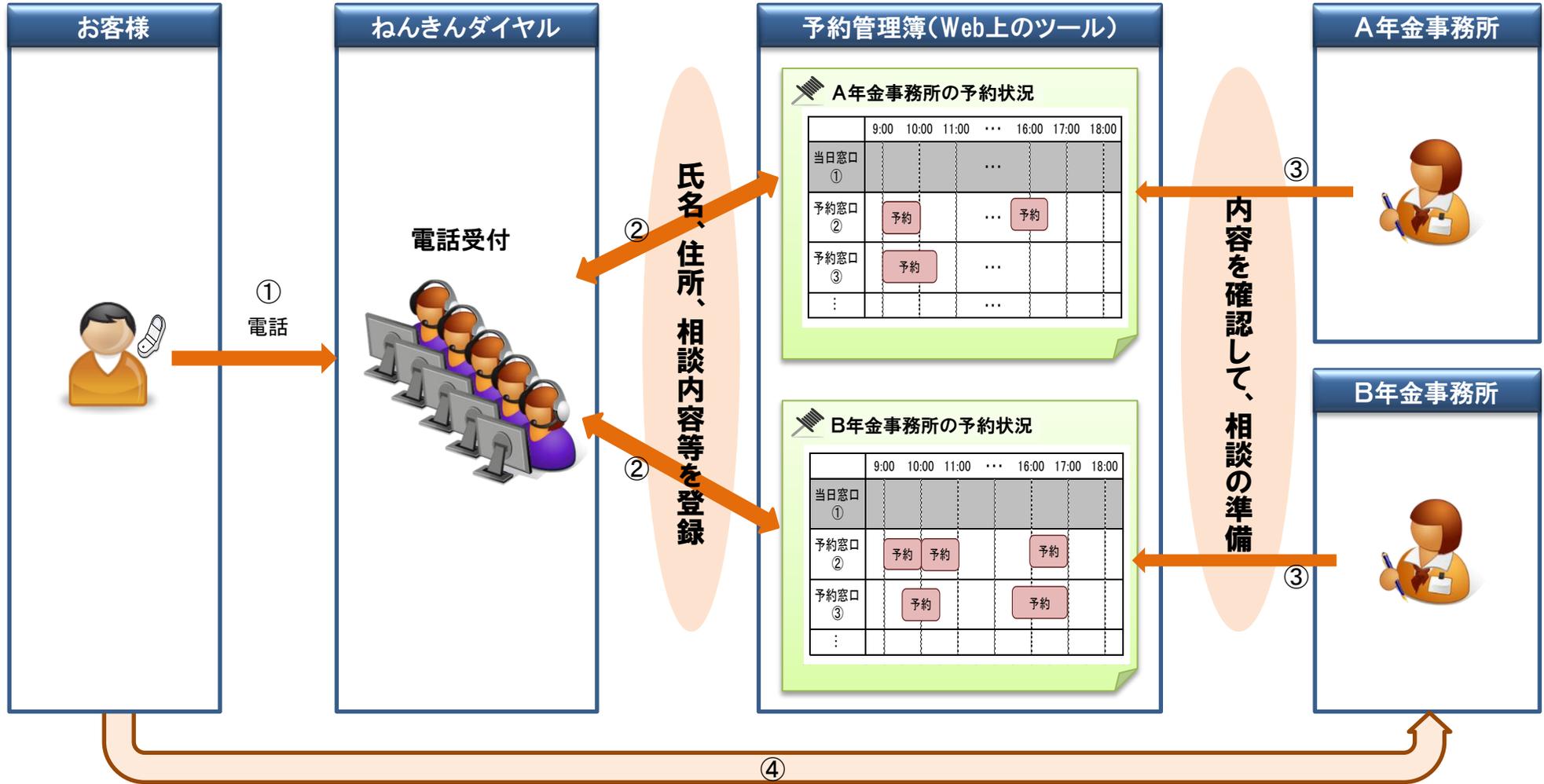
合算対象期間（カラ期間）は年金額には反映しないが老齢基礎年金の受給資格期間に算入できる期間。このため年金の加入期間に合算対象期間を加えることで、老齢基礎年金の受給資格期間（10年）を満たすことがある。

【主な合算対象期間（カラ期間）】

1. サラリーマン（厚生年金保険や共済組合などの加入者）の配偶者で国民年金に任意加入しなかった期間（昭和36年4月1日から昭和61年3月31日まで）
2. 学生で国民年金に任意加入しなかった期間（昭和36年4月1日から平成3年3月31日まで）
3. 日本人であって海外に居住していた期間のうち国民年金に任意加入しなかった期間（昭和36年4月1日から）
4. 昭和36年4月から昭和61年3月の間に脱退手当金の支給を受け、昭和61年4月以後65歳までの間に納付済期間または免除期間がある場合の脱退手当金の対象期間（昭和36年4月1日から昭和61年3月31日まで）

年金相談における予約相談の実施（イメージ図）

- 受給資格期間短縮の請求書を受け取る方には、予約相談によりスムーズな相談を行うことで、混乱なく受付を行う。



来訪の際にお客様の相談内容に応じて相談員がきめ細やかに対応

4. 公的年金分野でのマイナンバー利用等について

公的年金分野でのマイナンバー利用等について

1. 日本年金機構のマイナンバー利用関係

- 平成29年1月から、年金事務所等において、**マイナンバーによる年金相談・照会**を開始。
従来は原則として基礎年金番号の分かる書類(年金手帳等)が必要だったが、基礎年金番号とマイナンバーの紐付け(※)を行ったことにより、マイナンバーカード等による、年金に関する相談や年金記録に関する照会が可能となっている。
※平成28年11月～12月に、J-LISと日本年金機構の間で紐付け作業を実施した。
- マイナンバーの未収録者(基礎年金番号とマイナンバーが紐付いていない者)については、平成29年1月以降、未収録者が年金事務所を来訪した場合等に、**個人番号等登録届**にマイナンバー等の記載を求めている。(マイナンバー収録に係る市町村への協力依頼については、別途ご連絡する予定。)
- また、各種書類におけるマイナンバー対応の時期は以下のとおり。

年金受給権者現況届	平成29年1月送付分(2月生月分)以降の書類 から、住民票コード記載欄を マイナンバー記載欄に変更
年金請求書	平成29年1月送付分(4月生月分)以降の書類 から、住民票コード記載欄を マイナンバー記載欄に変更
扶養親族等申告書	年金請求書分について、 平成29年1月送付分(4月生月分)以降の書類 から、 マイナンバー記載欄を追加

- その他の**各種届書**については、平成30年3月から、マイナンバーの記載欄を設ける予定。

《市町村に提出される各種届書及び添付書類に記載されたマイナンバーのマスクングの要否について》

- ・従来、市町村に老齢基礎年金などの年金請求等手続の添付書類としてマイナンバーの記載された住民票の写しが提出された場合には、市町村においてマスクングを行うこととしていたが、今後、この対応については不要とする。
- ・なお、日本年金機構への提出を目的として住民票の写しの発行を求められた際は、**番号確認書類として提出される場合に限り、マイナンバー入りの住民票の写しを発行**するよう市町村関係部署間で周知徹底を図られたい。

(参考:平成28年11月11日付事務連絡「平成28年11月13日以降の日本年金機構に提出する住民票の写しの交付の取扱いについて(情報提供)」)

2. 日本年金機構と他機関の情報連携関係

- 情報提供ネットワークシステムを活用した日本年金機構と他機関の情報連携や、これによる各種届書・添付書類の省略等の開始時期は、**現時点で未定**。

※マイナンバー法附則第3条の2第2項の規定により、日本年金機構と他機関の情報連携は現在停止されている。

年金局 施策照会先一覧 (厚生労働省代表電話 03-5253-1111)

施策事項(資料ページ)	所管課室	担当係	担当者	内線
公的年金制度の役割とこれまでの歩み (P3～P6)	総務課	企画係	市嶋謙一	3316
昨年成立した公的年金関係の法律 (P7～P18)	総務課	企画係	市嶋謙一	3316
私的年金の普及・拡充に向けた取組 (P19～P22)	総務課	企画係	市嶋謙一	3316
国民年金保険料の収納対策等について (P31～P33)	事業管理課	国年収納係	松尾辰二	3661
国民年金等事務取扱交付金について (P34～P39)	事業管理課	国年交付金係	松尾辰二	3661
受給資格期間短縮について (P40～P44)	事業管理課 給付事業室	年金給付係	服部浩樹	3655
公的年金分野でのマイナンバー利用等について (P45～P47)	事業企画課	企画係	中野淳太郎	3579